

地方の公立博物館と地域社会の活性化

薄井 伯征
(大潟村干拓博物館)

1. はじめに

地方の公立博物館⁽¹⁾は、立地する自治体の人口や財政規模、歴史や自然環境により状況は大きく異なっているが、基本的にはその地方ならではの資料と情報が集積している。しかし、産業基盤が弱く、自主財源に乏しい地方の自治体では、生涯学習の推進や振興に関連する事業予算が削減されており、博物館関連予算も例外ではない。さらに、その公立博物館を支える地方自治体においても、人口の流出、過疎化や高齢化の進行、産業の衰退、地域経済の停滞などにより、地域の活力や魅力が低下する課題を抱えている。そこで地方自治体においては、地域の歴史、文化、産業、自然、民俗、芸術、生活、人材、施設など、これらの様々な地域資源を活用し、地域住民の意識や意欲を活性化させ、さらにその地域の経済の活性化を目指そうと、様々な地域活性化事業が試行錯誤されている。生涯学習の振興という観点に立てば、地域の活性化という課題解決に向け、地域住民の様々な学習への要求に応えるため学習機会を提供するとともに、学習支援を行うことが求められている。

地方自治体を取り巻く厳しい状況が収束する見通しは立っていない。このような情勢のもと、地方の公立博物館は運営が厳しく、今後博物館の使命を果たしていけるのか不安な状況である。博物館では基本的に、資料を収集・保存し、資料の研究を行い、研究成果を反映した展示や教育普及活動を行っ

てきた。すなわち地域住民からの税収を財源とし、地域の資料を活用し、公共性・公益性という社会的負託のもとに存続してきた。今、博物館が地域社会の様々な課題解決のために貢献できないのであれば、地域住民の負託に応えられず、地域住民からの視線は自ずと厳しくなり、やがてはその地域において博物館そのものの存在意義が否定されてしまうのではないだろうか。従来の博物館像から脱却し、博物館のメリットを最大限生かしつつ、地域住民の学習意欲に応えながら、地域的課題の解決と地域活性化への貢献が求められている時期に来ていると考えられる。

そこで本稿では、地方の公立博物館の現状を整理した上で、地域社会における生涯学習の支援と推進の観点から、博物館が地域活性化に関わる意義と博物館の役割を明らかにする。さらに地域活性化の担い手の観点から、博物館が地域活性化に関わる際の課題について検討する。

2. 地方の公立博物館の現状

文部科学省が平成20年度に行った社会教育調査の結果に基づき、博物館の状況を整理して表1に示した⁽²⁾。この調査結果によれば、日本の博物館は合計5,775館にのぼり、その内訳は登録博物館が907館、博物館相当施設が341館、博物館類似施設が4,527館となっている。博物館類似施設への調査が始まった昭和62年度と比べて、登録博物館・博物館相当施設はあわせて約1.7倍、博物館類似施設は約2.9倍と、約20年の間に大幅に館数が増加しており⁽³⁾、特に博物館類似施設の増加が著しい。博物館の設置主体については、登録博物館の47.5%、博物館相当施設の33.1%、博物館類似施設の70.6%が市町村立の施設となっている。博物館を種類別にみると、歴史系の博物館が最も多く、5,775館のうち3,327館にのぼり、全体の57.6%を占めている。特に、博物館類似施設のうち歴史博物館は2,891館に達し、うち79.9%が市町村立となっている。公立の博物館の職員数は、登録博物館・博物館相当施設では1館あたり14.7人に対し、博物館類似施設では5.8人と半分以下である。学芸員数は、公立の登録博物館・博物館相当施設が1館あたり4.0人（うち専任3.3人）であるのに対し、博物館類似施設では1館あたりわずか0.7人（うち専任0.3人）

に過ぎない。特に市町村立の博物館においては専任の学芸員を配置していないケースが多く、また専任学芸員が不在の市町村立の博物館は、登録博物館で86館、博物館相当施設で47館、博物館類似施設で2,797館にも達する⁽⁴⁾。

表1 博物館の状況

項目		単位	登録 博物館	博物館 相当施設	博物館 類似施設	合計
博物館 数	合計数	館	907	341	4,527	5,775
	うち市町村立博物館数	館	431	113	3,195	3,739
	歴史博物館数	館	315	121	2,891	3,327
	うち市町村立博物館数	館	172	42	2,309	2,523
公立 博物館 職員 数	調査対象の博物館数	館	704		3,467	4,171
	専任職員数	人	5,873		6,181	12,054
	兼任または非常勤職員数	人	4,467		13,755	18,222
	合計	人	10,340		19,936	30,276
	1館あたり職員数	人	14.7		5.8	7.3
	学芸員数	人	2,841		2,438	5,279
	うち専任学芸員数	人	2,315		1,158	3,466
	1館あたり学芸員数	人	4.0		0.7	1.3
	うち専任学芸員数	人	3.3		0.3	0.8

(注)「公立博物館」は都道府県立博物館と市区町村立博物館である。公立博物館職員数の各項目の数値については、社会教育調査結果に登録博物館と博物館相当施設のみ掲載されているため、これを引用した。

平成20年度社会教育調査の結果から、平成19年度の博物館入館者数のうち市町村立博物館の入館者数を整理して表2に示した⁽⁵⁾。1館あたりの入館者数は、登録博物館が54.9千人、博物館相当施設が218.6千人、博物館類似施設が24.4千人であった。博物館相当施設の入館者数が著しく多い結果となっているが、これは動物園・植物園・動植物園・水族館を含んだ数値であり、これらの施設を除けば、1館あたりの入館者数は、登録博物館が53.9千人、博物館相当施設が106.1千人、博物館類似施設が18.1千人となっている。

表2 平成19年度の市町村立博物館の入館者数

項目	調査対象の市町村立博物館数(館)	入館者数の合計(千人)	1館あたり入館者数(千人)
登録博物館	430	23,594	54.9
うち総合・歴史博物館等	424	22,867	53.9
うち動物園・水族館等	6	727	121.2
博物館相当施設	112	24,480	218.6
うち総合・歴史博物館等	81	8,593	106.1
うち動物園・水族館等	31	15,887	512.5
博物館類似施設	3,118	75,991	24.4
うち総合・歴史博物館等	2,991	54,209	18.1
うち動物園・水族館等	127	21,782	171.5
合計	3,660	124,065	33.9
うち総合・歴史博物館等	3,486	85,669	24.5
うち動物園・水族館等	164	38,396	234.1

(注)「総合・歴史博物館等」には、総合博物館・科学博物館・歴史博物館・美術博物館・野外博物館が含まれる。また「動物園・水族館等」には、動物園・植物園・動植物園・水族館が含まれる。

以上のことから、最近20年間に全国各地に建設された多くの公立博物館は、その多くが博物館類似施設に分類され、歴史をテーマとしており、登録博物館及び博物館相当施設と比べて職員が少なく、入館者も少ないことが示された。職員数においても、登録博物館・博物館相当施設の1館あたり専任職員は、平成5年度と比べて11.5人から8.7人に減少する一方で、非常勤職員は2.1人から4.7人に増加しており、博物館類似施設では専任職員が3.4人から2.4人に減少、非常勤職員が1.6人から2.6人に増加している⁽⁶⁾。地方の公立博物館はもともと少人数で運営されているケースが多く、さらに職員は1人で様々な業務をこなしていることから、特に小規模博物館では人員削減により博物館業務に支障が生じているものと思われる。

事実、公立の博物館の運営の現状は厳しい。平成20年に全国の博物館4,035館を対象に日本博物館協会が行った博物館総合調査によれば、非常勤職員の増加、博物館予算の削減、資料購入予算の減少、入館者5,000人未満の館

の割合の増加を報告している⁽⁷⁾。この結果から、入館者数の多い博物館は活動を維持できるが、人口が少なく財政基盤の弱い自治体の博物館は十分な活動を行うことができず、入館者数・事業予算の減少という「負のスパイラル」に陥っていることが推測される。

このような地方の公立博物館の現状について、博物館という施設の観点からも、生涯学習の推進や振興という観点からも、地域活性化の観点からも、文部科学省や地方公共団体が正確に現状を把握し、有効な対策を立て、具体的な支援が行われてきたかという点、否である。その理由として、①常勤専門職員が配置されておらず、兼務があること、②小規模館の多くが登録・相当施設になっておらず、国の行政施策の枠外にあること、③日本博物館協会などの団体に加盟しておらず、情報提供や研修等の活動支援が受けられないこと、が挙げられている⁽⁸⁾。その一方で、規模は小さくとも意欲ある博物館では、事業予算を制約されながらも打開策を模索しており、それは企画展示や博物館教室の創意工夫だけではない。例えば総合的な学習への対応の充実、移動博物館や出前講座などのアウトリーチ活動、博物館ボランティアの養成と活動支援、市民学芸員制度の導入などである。こうした博物館の活動は、閉鎖的であった博物館を開放し、地域住民の博物館への参画を促し、地域社会のなかで博物館の活動領域を創出する試みである。博物館活動の主角を、博物館の学芸員から地域住民や利用者に向けた運営の試みでもある。

3. 博物館が地域活性化に関わる意義と博物館の役割

(1) 地域資源を活用した地域活性化の意義

現在、各地で様々な地域活性化事業が行われている。地域資源を活用した地域活性化事業の例としては、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ジオツーリズム、歴史・文化観光、特産品販売・開発などがある(表3)。これらの取り組みは基本的に、地域住民が地域資源を再認識・再評価し、その魅力を創出し、その社会的・経済的価値を高めるものである。さらに、その地域への訪問者と地域住民が接する機会を設けることにより、訪問者・地域住民相互のコミュニケーションの深化をはかり、訪問者にその地域への理解を深

めてもらい、訪問者と地域住民との信頼関係の構築を目指すものである。

表3 地域資源を活用した地域活性化事業の例

活動	内容
エコツーリズム	「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」を基本理念とする。自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた ⁽⁹⁾ 。
グリーンツーリズム	主に都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在し、農林漁業の体験や農林漁業に対する理解を深めるための活動により、ゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする ⁽¹⁰⁾ 。
ジオツーリズム	地球活動の遺産を主な見所とする自然公園をジオパークといい、地球活動の遺産の保護とともに、自然と人間との関わりが理解でき、教育・研究・観光・地域活性化の場として整備されている。ジオツーリズムは、目的やテーマをもってジオパークを訪れ、楽しみ、学び、体験する活動といえる。
歴史・文化観光	余暇を利用して旅行し、現地の歴史、民俗、芸術、文化に触れ、学び、体験する観光。
特産品開発と販売	地域の気候や風土、地域資源を活用した地域独自の特産品の開発と販売キャンペーン、物産展等の実施。

表4 地域活性化策と地域住民に求められる主な学習活動

活動	地域住民に求められる主な学習活動
エコツーリズム	地域の歴史・自然・民俗・芸術・文化等の総合的な理解 参加者のニーズの把握
グリーンツーリズム	ガイド案内人の養成とガイド案内 ツアーメニューの開発 ホスピタリティの学習
ジオツーリズム	娯楽性の要素の発見 訪問者や関係団体とのマネジメント 地域の個性の表現手法
歴史・文化観光	広報戦略 イベントの開催
特産品販売・開発	特産品コンセプトの設定 試作品の製作と試験 マーケティング イベントの開催 特産品の販売

これらの地域活性化事業を実践する際には、様々な克服・検討すべき課題が生じ、地域活性化の主役である地域住民においては、課題解決のための学習活動が求められる。その主な例を表4に示す。ここで求められる学習活動の特徴は、個人の趣味や教養のための「自己実現型」の学習活動ではなく、学んだことを地域に生かす「社会還元型」の活動であり、ここに公的な財源を使う意義が発生する⁽¹¹⁾。すなわち、社会教育施設を含め地域社会の様々な場所において、地域住民の課題に対する学習活動を支援し、「ひとづくり」をすることが地域活性化につながるのである。

これらの地域活性化事業により、訪問者はその地域の自然、産業、生活環境、歴史、文化、生活、製品、商品などを、地域住民の学習成果が反映された形で理解する。一方、地域住民にとっては、訪問者との関わり、例えばあいさつや道案内、施設や見学スポットの紹介とガイド案内、商品や特産品の説明などを通じて、自分たちの学習成果を発揮でき、学習成果に対する評価を得ることが出来る。地元では気づかなかつた新たな視点や魅力に気づかされる場合もある。また、訪問者からの意見や要望やクレームなどに対しては、真摯に対応しなければ訪問者との信頼関係を築くことができず、リピーター及びその地方のファンを獲得することができない。事業の実践により、地域住民にとっては新たな課題が発生し、その解決を目指した新たな「学び」が生まれるのである。このように、地域活性化事業は地域の文化資源の再発見や創出、課題の発見をもたらし、地域住民の意識の変革と課題解決を促す。自然や農山漁村への関心、地域固有の歴史・文化・芸術への関心、地域の特産品やサービスへの関心が高まり、さらに学習活動を通じて一層の発展が期待できるのである。主体的かつ持続的な学習活動が生まれるだけでなく、地域住民の心の活性化にもつながると考えられる。

(2) 博物館が地域活性化に関わる根拠

次に、博物館が地域活性化に関わる根拠について、法令や中央教育審議会の答申などから検討してみたい。平成18年12月に教育基本法が改正され、第3条に「生涯学習の理念」が新たに設けられ、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生

かすことできる社会の実現が図らなければならない。」と明記された。さらに第17条においては、「教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、(中略)政府は基本的な計画を定め、公表しなければならない」ことが定められた。

平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」においては、教育基本法の改正を受けて、「地域社会が自らの課題に対して自らの力を統合して解決していくなど、自立した地域社会の形成が必要となっており、各個人の学習の支援のみならず、地域社会の基盤強化につながる地域全体の教育力の向上の要請も高まっている」と、自立した地域社会の形成のため、生涯学習の振興の必要性と重要性が謳われている。その目指すべき施策の方向性として、①「個人の要望」や「社会の要請」に応じて、国民が必要とする力を身につけるために必要な学習機会が提供され、人々の学習が円滑に行われること、②実社会のニーズに応じた多様な内容、社会の要請が強い分野等についても学習機会が提供されること、③成人の様々な学習機会についても、(中略)多様な関係者が多様な機会を提供すること、を示している。

また、教育基本法第17条に示された基本的な計画「教育振興基本計画」では、平成20年からの10年を見通した教育の目指すべき姿として、「社会を支え、発展をさせるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」ことを掲げている。そして、平成20年度からの5年間に取り組む施策について、「社会全体で教育の向上に取り組む」基本的方向のもとで、「人材育成に関する社会の要請」に応え、「いつでもどこでも学べる環境をつくる」ために「図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立の支援」「『学び直し』の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり」が謳われている。さらに、平成20年に改正された社会教育法や博物館法においては、「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること」が規定されている。

博物館法によれば、博物館とは、自然・歴史・民俗・芸術・産業などに関する資料を収集・保管・展示し、調査研究を行うとともに、資料を活用して必要な事業を行う機関であるが、「必要な事業」の中には、「学習の成果の活用」

が含まれている。地域活性化事業は自立した地域社会を目指すための一手段であり、地域住民に学習活動を求めるプロセスを含み、学習の成果を地域社会に還元することが求められていることから、地域活性化に博物館が関わることの法令上の矛盾はない。むしろ博物館は、展示室等の空間、蓄積した資料・情報・研究成果、展示や教育普及活動の実践、博物館ボランティアに代表される支援者など、博物館ならではの多くの特徴を有しており、これらの特徴を生かし、学習機会の提供や学習の支援、学習成果が還元できる舞台の提供など、地域活性化の一翼を十分に担うことができる。さらに、地域活性化を担う人材を育成する観点からも、大きく地域に貢献できると考えられる。

(3) 地域活性化に対する博物館の役割

近年、全国各地で行われている地域活性化事業においては、その地域の博物館も重要な地域資源の一つとなっており、エコツーリズムやグリーンツーリズム、歴史・文化観光の周遊メニューの一つに組み入れられている。ジオパーク登録地においては、地域の博物館が情報発信とツアーの拠点となっている。地元のガイド案内人が、訪問者に博物館を案内するケースも増えている。また、地元ならではの製品や地域住民が開発に関わった商品をミュージアムショップで販売している例もある。規模は小さくても、このように地域活性化の拠点として機能している博物館が各地に数多く存在している。

地域活性化事業において博物館に求められている役割は、地域活性化の事業の一環としてのツアーや周遊メニューの一つに加えられることではない。その地域社会で設定された地域活性化のビジョンを理解し、博物館が企画展示や博物館教室などの博物館事業及び地域住民の学習を支援する事業を通して地域活性化に具体的に貢献できるよう、博物館の新たな役割を生み出すことが求められている。地域住民にとって博物館が地域活性化のための主体的な学習活動や課題解決を行う場、地域住民が地域活性化の実践に参加できる場、そして地域住民と博物館の協働の場として機能し、地域全体の活性化に寄与することが必要なのである。

地域住民の課題に応える博物館のあり方については、伊藤寿朗が「地域博物館論」を提唱しており、それは「地域の資料を中心としているから地域博物館」なのではなく、「地域の課題に、博物館の機能を通して、市民とともに

応えていこう」とするものであった⁽¹²⁾。また金山喜昭は、地域博物館に求められることとして「まちづくり」を射程に入れ、博物館の機能のパラダイム転換を図ることを主張している⁽¹³⁾。以後、地域住民自らが地域課題を主体的に発見・設定し、学習活動を進めている博物館⁽¹⁴⁾や、地域住民と博物館が協働で各種事業を実施し、地域的課題の解決をめざす取り組みを行っている博物館⁽¹⁵⁾も現れた。これらの博物館では、地域住民の学習活動の支援者として機能しているだけでなく、様々な企画展示や教育普及活動の事業を工夫し、連携・協力して実施し、何らかの形で学習成果を地域住民に還元する場を提供している点で共通している。さらにエコミュージアムの概念が普及し、地域全体を博物館ととらえ、地域資源を現地で保存・育成・展示し、地域社会の発展を目指す取り組みも行われてきた⁽¹⁶⁾。

地域活性化に対する博物館の役割は、これらの地域密着型・地域課題解決型の博物館の活動の延長線上にある。例えば岩手県花巻市の萬鉄五郎記念美術館では、優れた美術作品のコレクションがありながらも、地元住民の利用者が少なく、教育普及が課題であった。また同美術館がある地域（合併前の東和町土澤）では、商店街の活性化が課題であった。そこで同美術館の館長と学芸員が中心となり、美術館・商店街を含めた土澤地区の様々な場所に参加者を募り美術作品を展示し、現代美術の魅力発信と賑わいの創出を図る「アート@つちざわく土澤>街かど美術館」を2005年10月に開催した。この事業は大きな反響を呼び、約1か月間の期間中に約1万人が土澤を訪れ、その後も継続して行われるようになった。2007年には500名のボランティアが関わり実施され、課題であった賑わいの創出や現代美術の普及だけでなく、住民・参加者による街の価値の再発見、準備作業やワークショップを通じた美術家との交流、美術家・地域住民・訪問者の相互交流の「場」の創出等に成功し⁽¹⁷⁾、地域活性化に大きく貢献している。この事例は、従来、モノの収集、保存、研究に重きを置いてきた博物館経営を、活用と創造を核にしたミュージアム・マネジメントへ転換する動きである⁽¹⁸⁾。特に地方の公立博物館においては、博物館の新たな存在価値を創出する有意義な取り組みといえよう。

4. 博物館が地域活性化に関わる際の課題

地域活性化には地域住民の学習活動の支援と学習成果の還元が必要であり、これらの活動を支援する担い手の存在が必須である。具体的には、表4に示した主な学習活動の機会を設け、その学習活動を支援することができる人材となるが、表4の学習活動の全てを博物館で担うことはできない。では、博物館のメリットを生かしつつ地域活性化に関わるためには、どのような担い手が必要なのだろうか。また、職員数が少なく、活動基盤が脆弱な博物館では、どのように地域活性化に貢献したらよいだろうか。

(1) 博物館に求められる担い手とは

第1に、地域住民と多様な接点をもち、博物館において地域住民の意欲を具現化するために必要な事業の企画立案と、それに伴い発生する地域住民への学習支援を両立して行うことが求められる。当たり前であるが、地域住民と様々な接点がなければ、住民がそれぞれの立場で日頃悩んでいる課題を把握できない。その課題を博物館が把握した上で、博物館で解決するための具体的手法を住民とともに考える機会を設ける必要がある。例えば、「特産品の知名度不足」を課題にもつ住民に対しては、その解決策の一つとして、博物館のもつ展示機能を生かし、特産品をテーマとする企画展の開催が考えられる。企画展の準備段階では、情報収集や資料提供、展示構想の検討、展示資料の選定、キャプションや解説書の作成など、一連の業務の流れにおいて住民との関わりが発生する。この際、住民が博物館に任せきりとする形でなく、博物館側と住民側の役割分担を調整するマネジメント能力も必要となる。また、企画展開催期間中は学芸員が住民と一っしょにギャラリートークを行うなど、来館者とのコミュニケーションの機会が設けられれば、来館者に対し地域住民が直接情報提供や意見・感想を聞くことができ、より有効であろう。

第2に、連携・協働により、博物館における課題解決に向けた具体的手法をより充実させることが求められる。住民と学芸員だけでは特産品の魅力を創出する展示演出が難しい場合、地域の他の個人や組織・団体と連携し、創意工夫し、協働により魅力創出の拡大を図る能力である。例えば、前述の「特

製品の知名度不足」という課題については、特産品をアートとして演出したり、特産品を使って何らかの参加体験教室を行ったり、特産品の生産や開発の現場をツアーで巡ったりするなどが考えられる。これらの工夫は、例えばガイド案内人や地元の写真家、画家、書家など、多くの地域住民や団体の理解と協力のもとで実施できるものである。新たにボランティアを募るのも有効であろう。そのためには解決すべき課題と博物館における具体的な目標を設定し、関係者全員が共通理解した上で、事業の企画立案と役割分担が求められる。関わる組織相互の連絡調整などが一層必要となってくる。

第3に、博物館における地域住民の学習成果を活用するための工夫や調整が求められる。例えば「特産品の知名度不足」という課題に対して、前述のとおり事業を実施したとすると、企画展終了後にも、その展示演出の成果が地域社会のどこかに反映されたり、利用できる工夫を打ち出すことが必要である。企画展の開催を通じて得られた特産品の情報を、ガイド案内人の学習のテーマとしたり、特産品についてまとめたパンフレットやパネル（原案でも良い）を販売店や宿泊施設に提供したりすることなどが考えられ、地域住民が関わり実施した特産品の魅力創出の「企画展」の学習成果が、地域社会で共有可能となる。博物館だけでなく地域の様々な場所で、学習の成果が有効に活用できるのである。

では上記の第1～第3に求める役割は、いったい誰が担うのか。博物館に学芸員が配置されているのであれば、学芸員が担うのが当然であろう。学芸員に求める専門性については、資料とその専門分野に対する知識や研究能力、資料の収集・保存・展示等の実践技術のほか、教育能力やコミュニケーション能力が求められている⁽¹⁹⁾。しかし現実には、博物館が学芸系職員に必要と考える資質や能力は、資料の研究・保存・展示に関しての能力を求める傾向が高く、教育普及に関する実践的知識を求める傾向はわずかである⁽²⁰⁾。収蔵資料に関する調査研究も重要であるが、地域活性化の取り組みの中で求められているのは、学芸員個人の研究成果に基づく調査研究・展示よりもむしろ、地域住民の課題解決のための地域資源に関する調査研究とそれらの地域社会への還元手法であり、その地域資源の魅力を地域住民との協働により創出するためのマネジメント能力である。学芸員においても従来の学芸員像から脱却し、地域住民が主役となる博物館の使命に応えられる学芸員をめざすべく、

意識改革が必要である。博物館の設置主体側からも、求められる学芸員像を改めて提示する必要があるのではないか。

学芸員の養成においては、平成21年に公布された「博物館法施行規則の一部を改正する省令」により、学芸員養成課程の科目が大幅に見直され、平成24年4月入学生からは9科目19単位と大幅に単位が増加し、新たに「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館教育論」が新設された。表5に、博物館と地域活性化との観点から必要と思われる学芸員課程の科目とその内容を示す。地域社会との連携と地域の活性化、研究成果の還元、地域資源の保存と活用、調査研究の成果の展示など、博物館が地域活性化を担う上で必要と思われる内容がそれぞれの科目に盛り込まれている。地域活性化の観点からの実践的な指導もできるのか、そして博物館実習を通して実践能力の習得ができるのか、不安は残るが、前述した第1～第3のスキルをもつ人材が多数輩出されることを心から期待したい。

表5 博物館と地域活性化との観点から必要と思われる学芸員課程の科目とその内容

科目	単位数	内容
博物館経営論	2	博物館における連携 ・市民参画（友の会、ボランティア、支援組織等） ・地域社会と博物館（地域の活性化、地域社会との連携）
博物館資料論	2	博物館における調査研究活動 ・調査研究成果の還元
博物館資料保存論	2	環境保護と博物館の役割 ・地域資源の保存と活用（エコミュージアム等） ・文化財の保存と活用（景観、歴史的環境を含む）
博物館展示論	2	博物館展示の意義 ・コミュニケーションとしての展示 ・調査研究の成果の展示

（注）平成21年4月30日付け文部科学省生涯学習政策局長通知「図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」から、本稿に関係のある科目及び内容を抜粋した。

(2) 数多くある博物館類似施設をどう生かすのか

前述したように、博物館のうち小規模の博物館は数多く存在しているが、学芸員が配置されず、職員も非常勤や兼務が多いとなると、前述した博物館に求める人材を設置主体側で確保することはほぼ不可能と思われる。地域活性化に博物館が機能するためには中心となる人材がどうしても必要である。そこで、その博物館のみを活性化するという観点でなく、博物館を含めた様々な地域資源を活用しながら地域活性化を目指す視点に立ち、中心となる担い手の養成を検討する必要がある。

例えば秋田県では、地域の活性化を推進する担い手（表6）を養成するため、秋田県（農林水産部）と国際教養大学が連携し、Akitaふるさと^{かつりよくひと}活力人養成セミナーを、2年間で1期として2005年度から実施している⁽²¹⁾。実際のセミナー受講生は、地域活性化に関わっている、あるいは関わりを望む自治体・団体職員、NPO 法人スタッフ、自営業者、ツアーガイド、農家などであり、地域活性化に最低限必要な科目とそれらを実践面で活用するための科目を講義・ワークショップ形式で学習した上で、特定の地域で具体的に地域活性化のイベントをコンペ形式で企画し、実践するのが特徴となっている。この際、必ずその地域の住民と、学習会やフィールドワーク、情報交換会などの交流の機会が設けられ、地域的課題の把握と地域住民との信頼関係構築ができるよう工夫されている。第1期受講生の課題は「北秋田市阿仁地区の冬期の活性化」であり、その実践イベントとして、地元の小規模の博物館である阿仁伝承館・阿仁異人館を中核に、地域住民の協力のもとで周辺市街地にスノーキャンドルを灯すとともに、鉾山技師の官舎として立てられた瀟洒な阿仁異人館でのジャズコンサート開催、阿仁伝承館での懐かしい写真のスライド

表6 Akitaふるさと活力人養成セミナーが目指す人材⁽²²⁾

- 秋田県の農産物をしっかりしたマーケティング戦略のもとに販売促進しつつ収入・雇用確保を図れる人材。
- 農山村に継承される文化・生活資源の価値を再発掘しその価値を認識しつつ地域を魅力ある訪問地として情報発信していくことができる人材。
- 自らが住む地域の将来を長期的視点から考慮し、地域内外の人々とネットワークを構築できる人材。

ショー上演，地元商店からの出店などが行われた。この取り組みには多くの地域住民が参加し，賑わいが生まれたとともに，阿仁地区の地域資源に改めて注目してもらうことができた。

上記の例は，地域の活性化を担う人たちが，地域住民とともに地域活性化を目指す取り組みを検討していく中で，地域資源のうち博物館と博物館周辺の環境に注目し，その活用手法を具体的に提案し，実施したものである。特にスノーキャンドルは，小さな子どもたちからお年寄りまで誰でも製作して楽しめるものであり，以後，阿仁地区の住民有志により毎年実施され，冬の阿仁地区の活性化に寄与している。また異人館でのジャズコンサートは，「見学する」のみと思われていた施設を新たな視点で利用するものであり，優れた地域資源として地域住民による活用が期待できる形となった。

秋田県では県レベルでこの人材育成事業を展開しているが，例えば地域活性化に関わる理論の学習やワークショップによる意見の集約などの学習支援者を確保できれば，市町村レベルでも地域活性化を目指す学習活動と実践ができ，担い手の育成は十分に可能と思われる。さらに，地域住民に博物館を含めた地域資源を再発見・再評価してもらえる有効な取り組みと考えられる。特に，地域住民と関わりが薄かった博物館においては，これらのイベントに協力することにより，地域住民との新たな関わりが発生すると考えられ，地域住民との信頼関係を構築し，博物館の存在意義を改めて確立する上でも，意義ある取り組みになると考えられる。

5. おわりに

地域社会の活性化を試みる際，他の地域の成功事例をそのまま実践してもうまくいかない。それは、その地域の歴史，地域資源，実践者や協力者など，同一の条件が全くないからである。しかし成功事例には，活性化のための具体的な学習目標の設定とその解決手法，様々な地域資源の発見と魅力創出・有効活用の手法，スキルや情報をもつ個人・団体の活動舞台の設定と関わり方，ボランティアの養成と活動支援のあり方，リーダーのマネジメント手法の分析，博物館などの施設の活用方法など，学ぶべき点は非常に多く，かつ

多岐にわたる。様々な実践事例をもとに、これらを整理して検証し、普遍化を探るとともに、得られた知見を人材育成ならびに実践の場で活用することが必要である。これらについては、今後の検討課題としたい。

注・引用文献

- (1) 本稿では、登録博物館、博物館類似施設、博物館相当施設を博物館として取り扱う。
- (2) 文部科学省生涯学習政策局調査企画課編『平成20年度 社会教育調査報告書』、2010年
- (3) 前掲(2)
- (4) 前掲(2)
- (5) 前掲(2)
- (6) 前掲(2)
- (7) 財団法人日本博物館協会『地域と共に歩む博物館育成事業 日本の博物館総合調査研究報告書』、2009年
- (8) 前澤和之「館山市立資料館と学芸員たち」『博物館研究』、45-9、2010年、13-15頁
- (9) 「エコツーリズムのすすめ」、環境省、
<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/index.html>、2011年5月29日参照
- (10) 「グリーン・ツーリズム都市と農山漁村の共生・対流」、農林水産省、
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/index.html、2011年5月29日参照
- (11) 田中美子「地域活性化のための生涯学習政策の在り方 -自己組織性の視角から-」『千葉商大論叢』、47-1、2009年、31-63頁
- (12) 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993年、155-164頁
- (13) 金山喜昭『日本の博物館史』慶友社、2001年、290-303頁
- (14) 例えば厚塚市博物館（浜口哲一『放課後博物館へようこそ 地域と市民を結ぶ博物館』地人書館、2000年）や那須野が原博物館（金井忠夫「市民と博物館の連携 -地域の自然・文化団体と那須野が原博物館の連携」、『博物館研究45-8』、2010年、7-9頁）などがある。
- (15) 例えば大瀧村千拓博物館（薄井伯征「学社融合のマネジメントに関する研究 -秋田県大瀧村における実践から-」、『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』、31、2009年、53-62頁）などがある。
- (16) 例えば山形県朝日町「あさひまちエコミュージアム」がある。（「あさひまちエコミュージアム」、<http://asahi-ecom.jp/>、2011年5月29日参照）

- (17) 「美術館・歴史博物館への支援」, 文化庁,
http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/shien/index.html, 2011年7月25日参照
- (18) 大堀哲編『博物館概論』, 学友社, 2005年, 139-150頁
- (19) これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議『新しい時代の博物館制度の在り方について』, 2007年
- (20) 前掲書(19)
- (21) Akitaふるさと活力人養成セミナーとその概要については, 秋田県ホームページ 農林水産部農山村振興課「研修事業」に今までの活動の経過が掲載されている (<http://www.pref.akita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=genlist&GenreID=1137030462442>, 2011年5月29日参照)。
- (22) 熊谷嘉隆「Akita ふるさと活力人養成セミナーの概要」『農業農村工学会全国大会講演要旨集』, 2008年, 114-115頁